| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容 | | 措 置 等 の 状 況 | 対　応 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第４　包括外部監査の結果及び意見 | | | |
| １　各施設についての結果・意見 | | | |
| (1)　近つ飛鳥博物館・近つ飛鳥風土記の丘 | | | |
| 【監査の結果５】自主事業の収支報告の義務付け  【教育委員会】 | 近つ飛鳥の事業報告では、自主事業につき、一切の報告がされていない。指定管理者は、自主事業の収支を大阪府に報告すべきであり、大阪府は指定管理者に自主事業の報告を求めるべきである。 | 平成30年度の自主事業に係る収支状況について、指定管理者代表者の決算理事会終了後に報告を受けた。 | 措置 |
| 【監査の結果７】本部経費  【教育委員会】 | 大阪府は、指定管理者に対し、その提出する収支報告書において、本部経費の計上の有無及び計上している場合はその額を明記することを求めるとともに、本部経費の計算方法の報告を求め、本部経費の妥当性を検討すべきである。 | 本部経費の額及びその計算方法について、指定管理者代表者の決算理事会終了後に報告を受け、確認した。 | 措置 |
| 【監査の結果９】契約締結時における貸与物品の確認  【教育委員会】 | 大阪府は、指定管理者と管理運営業務契約書を締結する際には、貸与物品の存否を確認し、その内容（確認日時、確認者、物品の存否、損傷の有無など）を記録に残すべきである。 | 貸与物品について、チェックリストによる確認を実施した。 | 措置 |
| 【監査の結果10】寄贈品の取り扱い  【教育委員会】 | 大阪府は、寄贈を受けた場合、所定の手続を行い、寄贈品を管理すべきである。 | 今後は、寄贈の申入れがあれば速やかに大阪府へ報告するよう指定管理者に求め、「寄附採納による受入れ」手続を行うとともに寄贈品を適切に管理することとした。 | 措置 |